

第2編

第2部 主な法案の審議状況

1 成立した主な法律

(1) 第108回通常国会:昭和62年1月26日～昭和62年5月27日

(1) 第108回通常国会：昭和62年1月26日～昭和62年5月27日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
29	62. 5. 26	62.11. 1	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律	医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師（外国において医師に相当する資格を有する者をいう）及び外国歯科医師（外国において歯科医師に相当する資格を有する者をいう）が、医師法第17条及び歯科医師法第17条の規定（医師あるいは歯科医師でなければ医業あるいは歯科医業をしてはならない）にかかわらず、厚生大臣の許可を受けて臨床修練を行うことができることとした。
30	62. 5. 26	63. 4. 1	社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
32	62. 5. 29	62. 5. 29 62.10. 1	医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律	民間において行われる医薬品、医療機器等の研究開発を振興するため、「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改組し、公的資金を出資、融資の手法により提供する等の研究振興業務を行わせることとする。
44	62. 6. 2	62. 6. 2 63. 1. 1	児童扶養手当法等の一部を改正する法律	各種手当及び年金の額を昭和62年4月1日から引き上げる。 1. 児童扶養手当 児童1人

(1) 第108回通常国会：昭和62年1月26日～昭和62年5月27日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
				<p>月額33,700円→33,900円 児童2人 月額38,700円→38,900円</p> <p>2. 特別児童扶養手当等</p> <p>① 特別児童扶養手当 障害児1人につき 月額27,200円→27,400円 重度障害児1人につき 月額40,800円→41,100円</p> <p>② 障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当 月額11,550円→11,650円</p> <p>③ 特別障害者手当 月額20,800円→20,900円</p> <p>3. 提出制国民年金及び厚生年金保険</p> <p>① 物価スライドの特例措置 ○昭和62年度において特例として年金額の改定措置を講ずる。 ○改定は昭和61年の消費者物価上昇率を基準として行う。</p> <p>② 旧国民年金法による老齢年金について昭和63年2月から2月、4月、6月、8月、10月、及び12月の年6回払いに支払期日を変更する。(昭和63年1月1日より施行)</p> <p>③ その他所要の改正</p> <p>4. 老齢福祉年金 326,400円(月額27,200円)</p>

(1) 第108回通常国会：昭和62年1月26日～昭和62年5月27日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
45	62. 6. 2	62. 6. 2	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律	<p>→328,800円(月額27,400円) 以下の手当の額を昭和62年4月1日から引き上げる。</p> <p>1. 医療特別手当 月額110,800円→111,600円</p> <p>2. 特別手当 月額40,800円→41,100円</p> <p>3. 原子爆弾小頭症手当 月額38,100円→38,400円</p> <p>4. 健康管理手当 月額27,200円→27,400円</p> <p>5. 保健手当 ○厚生省令で定める範囲の身体上の障害がある者等 月額27,200円→27,400円 ○それ以外の者 月額13,600円→13,700円</p>
46	62. 6. 2	62. 6. 2	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	<p>障害年金、遺族年金等の額を引き上げる。</p> <p>(例) 障害年金(公務傷病、第一項症、年額) 4,465,000円 62年3月分まで ↓ 4,554,000円 現行</p> <p>遺族年金(公務死に係る先順位額、年額) 1,511,000円 62年3月分まで ↓ 1,539,000円 62年7月分まで ↓ 1,543,400円 現行</p>

(1) 第108回通常国会：昭和62年1月26日～昭和62年5月27日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
59	62. 6. 2	62. 6. 2	年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律	年金福祉事業団は、年金福祉事業団法第17条に規定する事業のほか、厚生年金保険等の給付に要する費用の財源を確保し、もって厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資することを目的として、政府から調達した資金の運用等を行うとともに、これにより積み立てられた積立金を国庫に納付するものとする。
60	62. 6. 2	63. 4. 1	臨床工学技士法	医師の指示の下に、人工透析装置等の生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律する。
61	62. 6. 2	63. 4. 1	義肢装具士法	医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律する。

(2) 第109回臨時国会:昭和62年7月6日～昭和62年9月19日

(2) 第109回臨時国会：昭和62年7月6日～昭和62年9月19日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
98	62. 9. 26	公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日	精神衛生法等の一部を改正する法律	精神病院入院患者の人権の確保とその社会復帰の促進を図る観点から、精神病院への入院手続きその他の事項について見直しを行うとともに、社会復帰関連施策に関して、所要の規定の整備を行うもの。